

幼稚園型認定こども園の利用定員の設定について

概要	設置者名	学校法人加賀谷学園											
	名称	将軍野幼稚園・保育園(現「将軍野幼稚園」(幼稚園)「キッズステーションしょうぐんの」(保育園))											
	位置	秋田市将軍野青山町11番18号/9番17号											
	開園予定	令和7年4月1日											
	土地状況 ※上：幼稚園舎 下：保育園舎	面積	3,240.00 m ²					所有形態	賃貸借	所有者	加賀谷弘哉		
			1,188.10 m ²						自己所有		(学)加賀谷学園		
	建物状況 ※面積・構造 上：幼稚園舎 下：保育園舎	建築面積	749.00 m ²					延床面積	1,057.00 m ²	構造	鉄筋コンクリート造		
			238.02 m ²						254.25 m ²		木造		
		補助金	-					所有形態	自己所有	所有者	(学)加賀谷学園		
	教育・保育時間	開所時間	7:00~19:00					教育標準時間	8:30~14:00				
		保育標準時間	7:00~18:00					保育短時間	8:00~16:00				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準				
	新定員	1号				10	10	10	30	定員20人以上 現定員、園児数の1号は将軍野幼稚園、3号は キッズステーションしょうぐんのの人数 (園児数はR6.7.1現在)			
		2・3号	9	13	13	20	20	20	95				
	現定員	1号				30	30	30	90				
2・3号		6	15	15				36					
園児数	1号				30	24	25	79					
	2・3号	5	11	13				29					
学級数				2	1	1	4						
設備	園舎						1,311.25 m ²						
	乳児室	1階					14.46 m ²	0・1歳	22人 × 3.30 m ² = 72.60 m ² 以上				
	ほふく室	1階					73.13 m ²						
	小計	計					87.59 m ²	乳児室又はほふく室		72.60 m ² 以上			
	保育室	保育園舎 幼稚園舎	1 1.2階					346.37 m ²	2歳以上	103人 × 1.98 m ² = 203.94 m ² 以上			
	遊戯室	幼稚園舎	1階					194.40 m ²	2歳以上	103人 × 1.98 m ² = 203.94 m ² 以上			
	小計	計					540.77 m ²	保育室又は遊戯室		407.88 m ² 以上			
	調理室						有	要					
	便所	※未満児用 大3、小2					大14、小14	要					
	職員室						有	要					
	保健室						有	要					
	調乳室等						有	要 乳児を入所させる場合に設置					
	沐浴室等						有	要 3歳未満児を入所させる場合に設置					
	足洗用設備 手洗用設備						有	要					
	飲料水用設備						有	要 上記設備と区別して設置する必要がある					
2階 保育 室に 設置 を	避難用設備						避難器具(滑り台)	[要] 避難用設備を設けなければならない					
	耐火性						耐火建築物	[要] 耐火建築物又は準耐火建築物					
	転落事故防止設備						柵	[要] 転落防止設備を設置					

園	面積	1,363.00 m ²	幼稚園型 認定こども園	$400+80 \times (4-3) = 480$ m ² 以上				
	場所	敷地内 ※保育園部分124m ²						
	代替地							
保育用具	有	児童用机・椅子、絵本、積み木、楽器、黒板等	保育室等には保育に必要な用具を備えつけること					
職員	園長	有	1人	1人				
	保育教諭	※新卒者4名含む	29.302	人	0歳	9人 ÷ 3人 = 3.0人		
					1・2歳	26人 ÷ 6人 = 4.3人		
					改正基準 3歳 経過措置	30人 ÷ 15人 = 2.0人	=学 級数 以上	
						30人 ÷ 20人 = 1.5人		
					改正基準 4・5歳 経過措置	60人 ÷ 25人 = 2.4人		
						60人 ÷ 30人 = 2.0人		
					年齢別配置基準		改正基準 経過措置	12人
								11人
					加配	2・3号定員90人以下の場合加配		0.0人
						主幹保育教諭専任化の代替教諭		2.0人
	標準時間児を受け入れる場合の加配		1.0人					
	講師		0.0人					
配置基準		改正基準 経過措置	15人					
			14人					
調理員	※未満児39名対象 ※以上児外部搬入	1.5人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人					
事務職員	有	2人	園長等が事務を執る場合は不要					
嘱託医等	(小児科)	1人						
	(歯科)	1人						
	(薬剤師)	1人						
設備以外の基準	認定こども園法第3条第5項および子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する欠格事由に該当しない		適	誓約書により確認				
県サポート事業実施状況	令和6年度実施中であり、園全体で準備を進めている。							
所見	県のサポート事業実施状況からも問題となる事例は発生していない。認定こども園に移行することに伴う新たな利用定員数における設備基準上において問題がないことから、当法人からの申請どおりの利用定員数で確認したい。							

幼稚園型認定こども園の利用定員の設定について

概要	設置者名	学校法人わかば学園							
	名称	わかば幼稚園・保育園（現「わかば幼稚園」（幼稚園）「わかばベビー保育園」（小規模））							
	位置	秋田市山王三丁目1番24号							
	開園予定	令和7年4月1日							
	土地状況	面積	1,830.16 m ²		所有形態	賃貸借	所有者	・佐竹 朋子 ・秋田市	
	建物状況	建築面積	803.18 m ²		延床面積	847.59 m ²	構造	木・鉄骨造	
		補助金	-		所有形態	自己所有	所有者	(学)わかば学園	
	教育・保育時間	開所時間	7:00～19:00			教育標準時間	9:00～14:00		
		保育標準時間	7:00～18:00			保育短時間	8:00～16:00		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
新定員	1号				13	15	15	43	定員20人以上 現定員、園児数の1号はわかば幼稚園、3号はわかばベビー保育園の人数 (園児数はR6.7.1現在)
	2・3	6	8	8	8	8	8	46	
現定員	1号				25	25	25	75	
	2・3	5	6	6				17	
園児数	1号				18	20	17	55	
	2・3	4	4	3				11	
学級数					1	1	1	3	
設備	園舎				847.89 m ²				
	乳児室	1階			31.25 m ²			0・1歳 14人 × 3.30 m ² = 46.20 m ² 以上	
	ほふく室	1階			28.38 m ²				
	小計	計			59.63 m ²			乳児室又はほふく室 46.20 m ² 以上	
	保育室	1階			246.03 m ²			2歳以上 75人 × 1.98 m ² = 148.50 m ² 以上	
	遊戯室	1階			137.42 m ²			2歳以上 75人 × 1.98 m ² = 148.50 m ² 以上	
	小計	計			383.45 m ²			保育室又は遊戯室 297.00 m ² 以上	
	調理室				有			要	
	便所				大8、小9、乳(補助便座)			要	
	職員室				有			要	
	保健室				有			要	
	調乳室等				有			要 乳児を入所させる場合に設置	
	沐浴室等				有			要 3歳未満児を入所させる場合に設置	
	足洗用設備				有			要	
	手洗用設備				有			要	
	飲料水用設備				有			要 上記設備と区別して設置する必要がある	
	2階保育に室等設置を	避難用設備							避難用設備を設けなければならない
		耐火性							耐火建築物又は準耐火建築物
		転落事故防止設備							転落防止設備を設置
	園庭	面積				503.00 m ²			幼稚園型認定こども園 400+80×(3-3)= 400 m ² 以上
場所					敷地内				
代替地									

	保育用具	有	児童用机・椅子、絵本、積み木、楽器、黒板等	保育室等には保育に必要な用具を備えつけること				
職員	園長	有	1人	1人				
	保育教諭	※新卒者2名含む	14.625人	0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人	=学級数以上		
				1・2歳	16人 ÷ 6人 = 2.6人			
				改正基準 3歳 経過措置	21人 ÷ 15人 = 1.4人			
					21人 ÷ 20人 = 1.0人			
				改正基準 4・5歳 経過措置	46人 ÷ 25人 = 1.8人			
					46人 ÷ 30人 = 1.5人			
				年齢別配置基準			改正基準	8人
							経過措置	7人
				加配	2・3号定員90人以下の場合加配		1.0人	
主幹保育教諭専任化の代替教諭					2.0人			
標準時間児を受け入れる場合の加配		1.0人						
講師		0.0人						
配置基準		改正基準	12人					
		経過措置	11人					
調理員		3.925人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人					
事務職員	有	1人	園長等が事務を執る場合は不要					
嘱託医等	(小児科)	1人						
	(歯科)	1人						
	(薬剤師)	1人						
設備以外の基準	認定こども園法第3条第5項および子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する欠格事由に該当しない		適	誓約書により確認				
県サポート事業実施状況	令和5年度から受けており、園全体で認定こども園への移行準備を進めている。							
所見	県のサポート事業実施状況からも問題となる事例は発生していない。認定こども園に移行することに伴う新たな利用定員数における設備基準上において問題がないことから、当法人からの申請どおりの利用定員数で確認したい。							

保育所型認定こども園の利用定員の設定について

概要	設置者名	社会福祉法人白百合保育園							
	名称	白百合こども園（現「白百合保育園」（保育所））							
	位置	秋田市八橋鯉沼町5番6号							
	開園予定	令和7年4月1日							
	土地状況	面積	1,670.06 m ²		所有形態	・自己所有 ・賃貸借	所有者	・(福)白百合保育園 ・石田義弘	
		建築物状況	建築面積	840.01 m ²		延床面積	1,445.84 m ²	構造	鉄骨造階建
	教育・保育時間	補助金	-		所有形態	自己所有	所有者	(福)白百合保育園	
		開所時間	7:00～20:00			教育標準時間	9:00～15:00		
	保育標準時間	7:00～18:00			保育短時間	9:00～17:00			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準
新定員	1号			2	2	2	6	定員20人以上 (園児数はR6.7.1現在)	
	2・3	25	30	34	35	35	43		202
現定員	1号								0
	2・3	38	38	38	32	32	32		210
園児数	1号								0
	2・3	13	33	35	35	43	41	200	
学級数				1	1	1	3		
設備	園舎				1,445.84 m ² m ²				
	乳児室	本園舎	1	階	82.90 m ² m ²		0・1歳	55人 × 3.30 m ² = 181.50 m ² 以上	
	ほふく室	本園舎	1	階	162.83 m ² m ²				
	小計	計			245.73 m ² m ²		乳児室又はほふく室 181.50 m ² 以上		
	保育室	本園舎 第二園舎	2 1	階	358.76 m ² m ²		2歳以上	153人 × 1.98 m ² = 302.94 m ² 以上	
	遊戯室	第二園舎	2	階	275.00 m ² m ²		2歳以上	153人 × 1.98 m ² = 302.94 m ² 以上	
	小計	計			633.76 m ² m ²		保育室又は遊戯室 605.88 m ² 以上		
	調理室				有		要		
	便所				大11、小11、乳1		要		
	職員室				有		要		
	保健室				有		要		
	調乳室等				有		要 乳児を入所させる場合に設置		
	沐浴室等				有		要 3歳未満児を入所させる場合に設置		
	足洗用設備 手洗用設備				有		要		
	飲料水用設備				有		要 上記設備と区別して設置する必要がある		
	2保育に室等設置を	避難用設備				非常階段、非常用滑り台等		[要] 避難用設備を設けなければならない	
		耐火性				耐火建築物		[要] 耐火建築物又は準耐火建築物	
		転落事故防止設備				柵		[要] 転落防止設備を設置	
	園庭	面積				390.00 m ²		保育所型認定こども園	153人 × 3.3m ² = 504.9 m ² 以上
		場所				敷地内			
代替地					八橋鯉沼街区公園		900m ² 白百合保育園から280m		

	保 育 用 具	有	児童用机・椅子、絵本、積み木、楽器、ホワイトボード等	保育室等には保育に必要な用具を備えつけること			
職員	園 長	有	1 人	1 人			
	保育教諭	※新卒者2名含む	30.75 人	0歳	25 人 ÷ 3 人 = 8.3 人		
				1・2歳	64 人 ÷ 6 人 = 10.6 人		
				改正基準 3歳 経過措置	37 人 ÷ 15 人 = 2.4 人	=学 級数 以上	
					37 人 ÷ 20 人 = 1.8 人		
				改正基準 4・5歳 経過措置	82 人 ÷ 25 人 = 3.2 人		
					82 人 ÷ 30 人 = 2.7 人		
				年齢別配置基準		改正基準	25 人
						経過措置	23 人
				加配	2・3号定員90人以下の場合加配		0.0 人
					主幹保育教諭専任化の代替教諭		2.0 人
標準時間児を受け入れる場合の加配		1.0 人					
講師		0.0 人					
配置基準		改正基準	28 人				
		経過措置	26 人				
調 理 員		4.68 人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人				
事 務 職 員	有	1 人	園長等が事務を執る場合は不要				
嘱 託 医 等	(小児科)	1 人					
	(歯科)	1 人					
	(薬剤師)	— 人					
設備 以外 の 基準	認定こども園法第3条第5項および子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する欠格事由に該当しない		適	誓約書により確認			
県サポート事業実施状況	令和5度から受けており、園全体で認定こども園への移行準備を進めている。						
所見	県のサポート事業実施状況からも問題となる事例は発生していない。認定こども園に移行することに伴う新たな利用定員数における設備基準上において問題がないことから、当法人からの申請どおりの利用定員数で確認したい。						